

「横浜・上海 友好都市提携 45 周年」を表すロゴマーク 使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「横浜・上海友好都市提携 45 周年」を表すロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関して、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第 2 条 ロゴマークは、平成 30（2018）年に横浜と上海が友好都市提携 45 周年を迎えることを記念して、以下の目的で使用するものとする。

- (1) 両市の友好の歴史を認識する
- (2) 両市の友好関係の新たなスタートの象徴の一つとして発信する

(使用できる者)

第 3 条 ロゴマークは、横浜及び上海を中心とした日本及び中華人民共和国の友好交流・相互理解促進に寄与するイベント等について、横浜市国際局国際連携課に届出の上で使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 横浜（日本）及び上海（中華人民共和国）の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 営利行為を主たる目的とするとき
- (6) 前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的にかんがみて不相当であると横浜市長が認めるとき

(使用の届出)

第 4 条 ロゴマークを使用するものは、使用届出書（様式第 1 号）を横浜市国際局国際連携課に提出しなければならない。但し、横浜市が共催している事業については、届出書の提出を省略することができる。

(使用上の遵守事項)

第 5 条 このロゴマークを使用するものは、次の事項を遵守すること。

- (1) 使用期間は、平成 30 年 12 月 31 日までとし、それ以降は使用しないこと
- (2) 使用開始に先立ち、完成物件を提出すること
- (3) 別添の「ロゴマークの配色及びデザイン等に関する注意事項」

(商品等への使用)

第 6 条 ロゴマークを商品に使用する者は、商品化にあたり、事前に横浜市国際局国際連携課へあらかじめ相談のうえ、その承認を得るものとする。

(違反等に対する取扱)

第7条 ロゴマークを使用している者が、この要綱に違反したときは、横浜市は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

(損害賠償)

第8条 横浜市は、ロゴマークを使用したことに起因する損害について一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合には、その全ての責任を負うものとし、誠実にこれを処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により、横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(所管)

第9条 当要綱に関する事務は、横浜市国際局国際連携課が所管する。

(附則)

この要綱は、平成30年3月19日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

「横浜・上海 友好都市提携45周年」を表すロゴマーク使用届出書

(住所又は所在地)

(氏名または名称)

(電話番号)

⑩

「横浜・上海 友好都市提携45周年」を表すロゴマークの使用について、以下の通り届け出ます。

1 事業名

2 事業内容

3 使用日又は使用期間

4 使用場所

5 使用目的 (該当する項目に☑すること)

看板類 印刷物 映像 記念品類
その他 ()

横浜市国際局国際連携課アジア大洋州担当

電話：045-671-4711

ファックス：045-664-7145

電子メール：ki-ys45@city.yokohama.jp